修了証について

よくある質問

Q:修了証を1つに統合できますか？
A:当校で修了したものであれば1つに統合することが出来ます。
　この場合料金は1,650円（税込）です。
　なお、技能講習修了証と特別教育修了証は1つに統合することはできません。

Q:氏名や住所が変更になったらどうすればいいですか？
A:住所変更は修了証の書替の必要はありません。
　結婚等により氏名が変更になった場合は法令の規定により修了証の書替が必要となるので書替手続きを行ってください。
（根拠法令:安衛則第82条）

Q:修了証を紛失したらどうすればいいですか？
A:法令の規定により修了証は業務に従事するときは必ず携帯する事となっていますので再交付手続きを行ってください。
（根拠法令:安衛法第61条、安衛則第82条等）

修了証の再交付・書替

当校で交付を受けた修了証については、申請により再交付・書替が可能です。
また氏名を変更した方は書替が必要となります。

手続き方法

再交付および書替の方法は、次の2通りです。
1.窓口で手続きする場合
　お電話のうえ必要なものをご持参ください。申込書は当校でご記入ください。

2.郵送で手続きする場合
　お電話のうえ必要なものの他に申込書を同封して現金書留で下記まで送付ください。
　〒028-3304
　岩手県紫波郡紫波町二日町字西七久保66-1　岩手クレーン学校再交付担当宛て

必要なもの

①.申込書
②.本人確認書類（運転免許証等の公的書類）
③.手数料　1,650円（税込）※技能講習と特別教育、両方の修了証を交付する場合は合計3,300円（税込）になります。
④.旧修了証（破損、書替の方のみ）
⑤.氏名変更の場合、新氏名・旧氏名の両方が記載されている公的書類（運転免許証等）
⑥.証明写真1枚　（縦4.5㎝×横3.6㎝）
⑦.返送用切手460円（郵送にてお手続き希望の方）

必要なもの／種類	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
紛失	○	○	○	-	-	○	郵送の場合
汚損・破損	○	○	○	○	-	○	郵送の場合
氏名変更	○	○	○	○	○	○	郵送の場合